

# 富士総合運動公園 体育館(北里アリーナ富士)会員規約

## 第1条(趣旨)

この規約は、富士総合運動公園 体育館(北里アリーナ富士)会員(以下「会員」と称します。)の運営に関する事項を定めるものとします。

## 第2条(事務所)

事務所は、静岡県富士市大淵 254-1 富士総合運動公園体育館(北里アリーナ富士)内に置きます。

## 第3条(管理・運営)

管理者代表である東京ドームグループ(以下管理者と称します)が管理・運営にあたります。

## 第4条(目的)

体育館内の施設の利用を通じて、健全な心身の育成と会員相互の親睦を図るとともにスポーツの発展に寄与することを目的とします。

## 第5条(入会資格)

入会資格は以下の通りとします。

1. 管理者の趣旨に賛同し、本会則及び細則等の諸規則を遵守できる方。
2. 医師に運動制限をされていない方。
3. 妊娠していない方。
4. 管理者が審査をおこない適当と認めた方。

## 第6条(申込手続)

「会員」を希望される方は管理者が定める所定の申込手続を行い管理者の承諾を得るとともに、入会月は第7条第1項に定める額の1カ月分の会費を添えて提出していただきます。その際、身分証明証の確認および申込書の提出、規約確認後定める誓約書に署名および捺印(サイン可)をすることとします。入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込手続をとらなければなりません。この場合保護者は自ら会員となった場合と同様に本規約に基づく責任と連帯して負担し第17条に定める事故等の責任に同意するものとします。

## 第7条(月会費)

(1) 月会費は1ヶ月下記とします。

- ・スタジオ 5,000円 ・トレジム 4,000円 ・スタジオ/トレジム共通 6,000円
- ・サッカー教室 年中/年長 5,500円 小学生 6,600円
- ・バスケットボール教室 年中/年長 5,500円 小学1~5年 6,600円 小学5~中学生 7,700円  
(入会金 6,600円 継続費 2,200円入会次年度以降の4月)
- ・チアダンス教室 6,600円 全て税込み

(2) 月会費の有効期間は当月末とします。

(3) 月会費の支払いは前月末までとします。

(4) 支払方法は窓口にて現金支払いのみとします。

## 第8条(クーリングオフ)

会員は本規約に基づく入会申請書の提出により8日を経過するまでは無条件で書面により入会を取り消すことができます。

## 第9条(既払の申込金等)

いったん納入された月会費は8日を経過した際はいかなる場合もこれを返還いたしません。

## 第10条(遵守事項)

(1) 会員は秩序を維持し、施設内においても常に所定のルールを厳守し、指導員および管理者の指示に従わなければなりません。

(2) 会員は常に自己の健康管理を怠ることなくこれに関する指導員および管理者の指示に従うとともに、何らかの異常があると感じた場合には、直ちにその旨を申し出なければなりません。

## 第11条(休会および退会)

会員が1ヶ月以上、連続6ヶ月の範囲で休会しようとするとき及び退会するときは、別に定める届出用紙に必要事項を記載して前末日までに窓口へ届け出なければなりません。理由を問わず、**手続きがない期間は月会費が発生いたします。**休会は連続6ヶ月まで可能です。休会費等はございません。電話等口頭での承りは受け付けません。

## 第12条(規約退会)

窓口でのお手続きなく、**6ヶ月以上会費の支払いがない場合は利用の有無を問わず規約退会となります。**ご了承ください。**規約退会手続きを行った場合、会員は以後1年間再び会員になることはできません。**

## 第13条(除名等)

管理者は会員が次の各号の一つにでも該当すると認めた場合は、会員資格を一時停止、又は除名することが出来ます。

- (1) 本規約又は管理者の定めるその他の規約に違反したとき。
- (2) 管理者の名誉を傷つけ又は秩序を乱したとき。
- (3) 施設・設備を故意に破損したとき。

- (4) 支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- (5) 他の会員に著しい迷惑となる行為により運営に支障をきたしたとき。
- (6) 管理者の指示に従わないなどの行為により運営に支障をきたしたとき。
- (7) その他会員として品位を損なうと認める行為があったとき。

#### 第14条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

- (1) 死亡。
- (2) 除名。
- (3) 第5条に反したとき。
- (4) 第12条に該当したとき。

#### 第15条(会員証)

- (1) 会員は、利用にあたり会員証を提示しなければなりません。
- (2) 会員証は記名された本人のみが使用し、他人に譲渡・貸与できません。
- (3) 会員証を紛失した場合、再発行する際は所定の**手数料(100円)**を支払うものとします。
- (4) 会員は、会員資格を喪失した場合速やかに会員証を管理者に返還しなければなりません。

#### 第16条(休館日)

- (1) 第4木曜日、年末年始、館内整備、補修、大会、行事など管理者の都合によりやむを得ず臨時に休館および利用を制限させていただく場合もあります。この場合は事前に館内等に掲示して通知します。
- (2) 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等業務遂行に支障があるとき。

#### 第17条(事故等の責任)

- (1) 管理者は会場内の管理に万全を期するものとしますが、会員が前条に定めた遵守事項に違反した場合には、万一に死亡、傷害その他いかなる事故が発生しても会社は損害賠償その他一切の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの異議を申し出ることはできません。
- (2) 会員が前条の定めを順守していた場合に生じた事故についても、指導に誤りがあると認められ、または施設の設置につき管理者に過失があると認められない限り、前項と同様に管理者は一切の責任を負わないものとします。

#### 第18条(個人情報)

会員より頂いた個人情報は、法令、各種規範、ガイドラインを遵守し、本契約以外では使用しません。

#### 第19条(肖像権)

管理者の都合で練習またはイベントで撮影された写真・動画などをホームページおよび各種告知媒体で使用する際は無償で使用させていただきます。

#### 第20条(細則)

本規約に定めのない事項及び業務遂行上、必要な場合は管理者細則をもって別途定めます。

#### 第21条(改定)

管理者は必要に応じて本規約を改定・変更することができ、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

#### 第22条(発行)

この規約は令和7年1月1日に効力を生じます。

令和7年1月1日規約改定。

令和7年1月1日発行